

香川県外国人材優良受入事業者認証制度実施要綱

(目的)

第1条 生産年齢人口が減少する中、外国人材は本県経済の持続的発展に必要不可欠な人材となっている。このため、本認証制度は、外国人材の優良な受入・定着環境の実現に取り組む事業者を認証することにより、外国人材が働きやすい環境づくりを推進し、外国人材の受入れや定着、地域社会での活躍促進に寄与することを目的とする。

(申請要件)

第2条 優良受入事業者の認証を受けようとする者は、次の各号のいずれも満たすものとする。

- (1) 県内の本社又は事業所で外国人材を雇用している事業者（個人、団体を含む）であること。
- (2) 過去3年間において、出入国又は労働に関する法令に関して不正又は著しく不当な行為をしていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと。
- (6) 香川県税の滞納がないこと。

(認証要件)

第3条 優良受入事業者は、別表「認証要件」に定める25項目（挑戦加算3項目を含む）のうち12の必須項目を含む17項目以上を満たす事業者とする。

(申請)

第4条 認証（新規・更新）を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、別記第1号様式による申請書に必要な書類を添付し、知事に提出しなければならない。

2 申請書を提出できる期間（以下「申請期間」という。）は、知事が別に定める。

(審査)

第5条 知事は、前条に基づく申請書が提出された場合は、書類審査を行うとともに、認証要件の該当性について確認するために、事業者の事業所を訪問し、調査を行うものとする。

(認証等)

第6条 知事は、前条による審査を経て、認証事業者として認証したときは、別記第2号様式による認証書を交付するものとする。

2 認証期間は、認証日から起算して3年間とする。

3 知事は、認証した事業者名や認証の取組み等について、県のホームページ等で広く周知を図るものとする。

(認証マーク)

第7条 知事は、第6条により認証した事業者に対し、認証マークを交付する。

2 認証マークの取扱いについては、別に定める「香川県外国人材優良受入事業者認証マーク使用要領」によるものとする。

(認証期間の更新)

第8条 認証事業者が認証期間の更新を行う場合は、認証期間満了日の2か月前までに、別記第1号様式に必要な書類を添付し、知事に改めて申請を行い、審査を受けるものとする。

(変更の届出)

第9条 認証事業者は、申請内容に関して、次のいずれかの事項に変更が生じた場合は、速やかに別記第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(1) 事業者の名称

(2) 事業者の所在地

(辞退の届出)

第10条 認証事業者は、次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに別記第4号様式による辞退届出書を知事に提出し、ただちに認証書及び認証マークの使用を中止しなければならない。

(1) 事業を廃止したとき、または第2条に定める要件に該当しなくなったとき

(2) 第3条に定める認証要件を満たすことができなくなったとき

(認証の取消し)

第11条 知事は、次の各号いずれかの事項に該当したとき、認証を取り消すことができる。

(1) 第2条に定める要件及び第3条に定める認証要件を満たさなくなったとき

(2) 虚偽の申請により認証を受けたことが判明したとき

(3) その他、認証事業者として適当でないと認められたとき

2 前項に基づき認証を取り消された事業者は、速やかに知事に認証書を返納しなければならない。

(所掌)

第12条 この要綱に関する事務は、商工労働部労働政策課において所掌する。

附則

1 この要綱は、令和8年7月22日から施行する。

別表（第3条関係）認証要件

25 項目（挑戦加算 3 項目を含む）のうち必須 12 項目を含む 17 項目以上の項目を満たすこと

項目		
1. 人材確保	(1)	【必須】求人票や募集サイトにおいて「具体的な業務内容」を明示し、実際の就業時に認識の齟齬が出ないように配慮している。
	(2)	求人票や募集サイトにおいて、やさしい日本語を用いたり、写真や動画を活用したりするなど、外国人にとって分かりやすい情報発信に努めている。
	(3)	自社のウェブサイトや SNS、その他広報媒体を通じて、外国人が活躍する様子やインタビュー記事などを発信し、働く環境の魅力を伝えている。
2. 教育・指導	(4)	【必須】外国人社員に対して、職場文化やビジネスマナー（職場マナー、就業ルールなど）に関する教育を行っている。
	(5)	外国人社員とのコミュニケーションのとり方（例：話しやすい雰囲気を作る、伝えたいことはあいまいにせず正確に伝える、重要なことは繰り返し伝える、理解したか聞き返すなど）について日本人社員に教育を行っている。
	(6)	外国人社員のキャリア形成のためのフォローアップ面談を定期的に行っている。
3. 就業環境	(7)	【必須】事業場内における労働災害防止に関する標識、掲示などについて、外国人社員の母国語を用いる等の工夫をし、安全な職場環境を構築している。
	(8)	【必須】外国人社員の帰省に対応するための休暇の取得について配慮している。
	(9)	日本人、外国人問わず、勤務年数や業務実績等に応じて昇進・昇給する制度（一時金の支給も可とする）を設けている。
	(10)	給与などの条件変更や業績評価を行う際には、十分な説明や可視化を行い、不信感や不安感につながらないように配慮している。
4. 相談体制	(11)	【必須】母国語で相談できるサポート役を配置するなど、外国人社員が気軽に悩み事などを相談できる体制を整備している。
	(12)	【必須】外国人社員が困ったときに、いつでも事業責任者等に連絡（電話、メール、SNS 等）が取れる体制を整備している。

5. 学習支援	(13)	【必須】自社社員や外部講師による日本語教室の開催、または日本語学校への通学などを通じて、日本語学習の機会を提供している。
	(14)	業務に必要な資格の情報提供、資格取得に要する費用補助、試験合格者の表彰等を通じて資格取得を支援している。
6. 生活支援	(15)	【必須】在留手続について、在留期間の更新時期の周知や同行支援を行うなど、在留手続の漏れがないように配慮している。
	(16)	【必須】日本の地域社会で生活していくための生活マナーやゴミ出しのルール等について、説明を行っている。
	(17)	【必須】香川県の「外国人住民のための防災ガイドブック」を活用するなど、災害時の対応・避難方法等について外国人社員に十分な情報提供を行っている。
	(18)	【必須】社員寮や借り上げ社宅の整備、住居確保のサポート等を行っている。
	(19)	行政手続や病院受診など、外国人にとって難しい手続きについて、日本人社員が同行する等のサポートをし、外国人の不安や負担の軽減を図っている。
	(20)	香川県国際交流協会（アイパル香川）をはじめとする、外国人に役立つ各種相談窓口（ホームページを含む）の情報提供を行っている。
7. 交流機会	(21)	【必須】社内の懇親会や社員旅行等を実施し、社員の親睦を深め、外国人社員の孤立化防止に努めている。
	(22)	香川県国際交流協会（アイパル香川）が開催するイベントや地域の行事等への参加を支援し、地域住民との交流に努めている。
8. 挑戦加算	(23)	※その他各事業所独自の取組みについて3点まで加算する。
	(24)	※その他各事業所独自の取組みについて3点まで加算する。
	(25)	※その他各事業所独自の取組みについて3点まで加算する。

年 月 日

香川県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職・氏名

香川県外国人材優良受入事業者認証申請書（新規・更新）

香川県外国人材優良受入事業者認証制度実施要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり申請します。
 なお、この申請書のすべての記載事項及び添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

種別	☐ 新規 ☐ 更新（認証番号 第 号）			
業種				
従業員数	人（ 年 月 日現在） うち外国人従業員 人			
外国人従業員の 在留資格・国籍・ 主な業務	技術・人文知識・国際業務： 人 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	特定技能： 人（特定技能1号 人、特定技能2号 人） 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	技能実習（育成就労）： 人 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
	その他： 人（在留資格： 人） 〔国籍： 〕 〔主な業務： 〕			
担当者	氏名		所属・役職	
	電話		E-mail	

<添付書類>

- （1）誓約書
- （2）認証要件チェックリスト
- （3）応募者の概要が分かる書類（会社案内、パンフレット等でも可）
- （4）県内の本社又は事業所において外国人材を雇用していることを証する書類
 例：ハローワークへ提出済みの「外国人雇用状況の届出」の写し（1名分）
- （5）県税に関する納税証明書（すべての県税に滞納がない旨の証明（完納証明書））の写し



香川県
外国人材優良受入事業者
認証
KAGAWA CERTIFIED EMPLOYER

（事業者名）様

香川県外国人材優良受入事業者として認証します。

認証番号 第 号

認証期間 年 月 日 から

年 月 日 まで

年 月 日

香川県知事

印

別記第3号様式（第9条関係）

年 月 日

香川県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職・氏名

香川県外国人材優良受入事業者認証変更届出書

香川県外国人材優良受入事業者認証制度実施要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり申請内容の変更を届け出ます。

記

- 1 認証番号 第 号
- 2 認証年月日 年 月 日
- 3 変更内容

変更前	変更後

※変更事項の確認できる書類を添付すること。

別記第 4 号様式（第 10 条関係）

年 月 日

香川県知事 様

住 所
申 請 者
代表者職・氏名

香川県外国人材優良受入事業者認証変更届出書

香川県外国人材優良受入事業者認証制度実施要綱第 10 条の規定に基づき、下記のとおり認定の辞退を届け出ます。

記

認証番号	
認証年月日	
辞退理由	

香川県外国人材優良受入事業者認証マーク使用要領

(趣旨)

第1条 この要領は「香川県外国人材優良受入事業者認証制度実施要綱」(以下「要綱」という。)に基づき、県が認証した事業者(以下、「認証事業者」という。)であることを表するために作成した認証マーク(以下「認証マーク」という。)について、その使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 前条の認証マークのデザインは、別図のとおりとする。

(使用制限)

第3条 認証マークは、香川県のほか、要綱第6条の規定に基づき認証を受けている者(以下「使用者」という。)以外は使用することができない。

(使用方法)

第4条 別図に定める認証マークは、次に掲げるとおり使用することができるものとする。

- (1) 認証マークは、原則として別図に定める指定のカラーを使用するものとする。
- (2) 認証マークの図形を変形(縦横比が等しい拡大又は縮小を除く。)することや認証マークの枠内に他の文字や色等、別の要素を配置して使用してはならない。

(使用者の責任)

第5条 使用者が認証マークの使用により県に損害を与えた場合、県は、その賠償を請求することができる。

- 2 認証マークの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じた場合、使用者は、その旨を速やかに県に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとし、県は、損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

(苦情の処理)

第6条 使用者は、認証マークの使用に際し、苦情があった場合には責任を持ってその処理に当たらなければならない。

(報告)

第7条 知事は、使用者に対して、必要に応じて使用状況等の報告を求めることができる。

(その他)

第8条 認証マークに関する著作権は県に属し、その運用に関する事務は、商工労働部労働政策課において行う。

附則

- 1 この要領は、令和8年7月22日から施行する。

(別図)



香川県
外国人材優良受入事業者
認証
KAGAWA CERTIFIED EMPLOYER